

青森大学における高大連携授業科目の履修に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、学則第43条の2に規定する授業科目の履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(高大連携授業科目の設定)

第2条 学長は、教育上有益と認めるときは、青森大学と連携協定を締結している高等学校（以下「連携高等学校」という。）との協議に基づき、青森大学の授業科目のうち、高大連携授業科目を設定することができる。

(高大連携授業科目の履修の資格)

第3条 連携高等学校の生徒は、高大連携授業科目を履修することができる。

(履修の志願)

第4条 高大連携授業科目の履修を志願する連携高等学校の生徒は、次の書類を添えて、学長に願い出るものとする。

- (1) 高大連携授業科目履修志願書
- (2) 高等学校校長の推薦書
- (3) 高等学校の成績証明書
- (4) その他当該高大連携授業科目の履修に関し必要な書類

(履修の許可)

第5条 前条の志願があったときは、本学の教育に支障のない限り、選考の上、学長が履修を許可する。

(授業料の納入)

第6条 高大連携授業科目の履修を許可された生徒は、所定の期日までに授業料を納入しなければならない。

- 2 授業料は、履修する高大連携授業科目1単位につき1,000円とする。
- 3 検定料及び入学料は、徴収しない。

(出席等)

第7条 高大連携授業科目の履修を許可された生徒は、許可された授業科目に限り出席するものとする。

- 2 高大連携授業科目の履修を許可された生徒は、本学の学生に準じ青森大学学則その他の規程を守らなければならない。

(単位取得)

第8条 高大連携授業科目を履修し単位を認定された場合は、青森大学高大連携授業科目単位取得証明書を交付する。

(青森大学入学後の単位付与)

第9条 青森大学の高大連携授業科目を履修し単位を認定された者が、青森大学に入学した場合において、入学後に申し出たときは、学長は、当該高大連携授業科目の履修を青森大学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

(その他)

第10条 その他高大連携授業科目の履修に関し必要な事項は、学長が定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度の高大連携授業科目から適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月15日からこれを改正施行し、平成29年度の高大連携授業科目から適用する。